

# 「所得税改革のマイクロシミュレーション分析」プロジェクト 2018 年度報告書

2019 年 3 月

土居文朗  
(東京財団政策研究所)

## 1. 研究目的と今年度の研究

わが国の所得税制において、多様な働き方に中立的な仕組みに改めようとする問題提起がなされる中、2017、2018 年度税制改正大綱では、配偶者控除、次いで基礎控除と給与所得控除・公的年金等控除の見直しが盛り込まれた。ただ、わが国の所得税制にまつわる論点としては、中立性の観点だけでなく、垂直的公平性、つまり所得再分配機能の観点からも、先行研究で問題提起されている。わが国の所得税制の所得再分配機能を焦点とした分析を試みており、所得控除が多用されているものの、税額控除がわずかしか用いられていないことから、所得再分配機能が弱くなっていることが明らかとなっている。その観点から、今後も引き続き所得税改革の論議が続くこととなろう。

2018 年度の本研究では、マイクロシミュレーション分析を行うことを通じて、2010 年代に企画された所得税改革が所得格差に及ぼす影響を分析する。

わが国の所得税制は、所得再分配機能の回復が課題とされている。田近・八塩(2006b)、高山・白石・川嶋(2009)、北村・宮崎(2013)、土居(2016, 2017)、川出(2016)など、所得再分配機能を焦点としたわが国の所得税制の分析によって、所得控除が多用されているものの、税額控除がわずかしか用いられていないことから、所得再分配機能が弱くなっていることが示されている。事実、財務省(2018)によると、2017 年において、所得税制において総合課税の対象となる収入が約 260 兆円ある中で、課税所得は約 110 兆円にとどまる。その差異である約 150 兆円は広義の所得控除となるが、(狭義の)所得控除が約 70 兆円(うち人的控除が約 30 兆円)、所得計

算上の控除等が約 80 兆円となっている。所得計算上の控除のうち給与所得控除が約 64 兆円、公的年金等控除が約 13 兆円と大きな位置を占めている。

こうした背景があって、2017 年 12 月に政府は、給与所得控除と公的年金等控除を縮小するとともに、高額所得者を除く納税者に適用する基礎控除を拡大する所得税改革を 2020 年所得から適用することを決めた。これにより、両控除の併用が制限されるとともに、高所得者に対する所得控除の縮小に伴い、所得格差是正の効果が期待される。

所得税改革の効果分析は、家計の個票データを用いることが多く、個票データに基づき、制度変更が行われた時にどのような効果が生じるかを分析する手法として、マイクロシミュレーションが用いられている。

そこで、本プロジェクトの 2018 年度の研究では、2010 年代に企画されたわが国の所得税改革に焦点を当てて、各所得税制改正の所得再分配効果についてマイクロシミュレーション分析を試みる。分析するデータに、日本家計パネル調査(JHPS)を用いるとともに、税・社会保険料額の推計に土居(2010,2016,2017)の手法を踏襲する

本報告書の構成は以下の通りである。まず第2節において、2010 年代に企画された所得税改革の内容を概説する。第3節では、本報告書で用いる分析手法について説明し、第4節でマイクロシミュレーション分析の結果について説明し、最後に結論を述べる。

## 2. 2010 年代に企画された所得税改革

日本の所得税制は、1990 年代以降長年大きな改革を行わないうでいた。その転機となったのは、2013 年の改正で給与所得控除の上限が新設されたことである。<sup>1</sup> それ以降、所得控除の見直しや所得格差是正のための措置が追加的に実施されるようになった。それを踏まえて、本報告書では、2010 年代に企画された所得税改革が与える所得再分配効果についてマイクロシミュレーション分析を試みる。

---

<sup>1</sup> その前に、子ども手当創設に伴い 2011 年所得から年少扶養控除の廃止と特定扶養控除の縮小が実施されている。しかし、手当の増額とパッケージとなった控除の見直しであって、所得税制単独の制度変更ではないため、本報告書では分析対象に含めなかった。ただ、本報告書と同様の手法でその効果を分析した文献として、土居(2010)などがある。

本報告書の分析対象となる所得税改革は以下の通りである。通常、税制改正の年次は、実施年ではなく同時進行で審議され閣議決定された予算案の年度で表される。しかし、税制改正大綱の年次を用いると実施年とずれることがあるため、本報告書では、所得税制に適用された制度改正の実施年で年次を表すこととする。<sup>2</sup>

- ・2013 年税制改正：給与所得控除の上限設定（給与収入 1500 万円超で控除上限 245 万円）、復興特別所得税と復興特別住民税の導入、退職所得等に係る個人住民税の額から、税額の 10%を控除する措置の廃止。
- ・2014 年税制改正：譲渡所得課税の軽減税率廃止（税率 10%→20%）
- ・2015 年税制改正：最高税率引上げ（4000 万円超で 45%）
- ・2016 年税制改正：給与所得控除の上限引下げ（給与収入 1200 万円超で控除上限 230 万円）
- ・2017 年税制改正：給与所得控除の上限引下げ（給与収入 1000 万円超で控除上限 220 万円）
- ・2018 年税制改正：配偶者控除と配偶者特別控除の見直し
- ・2020 年税制改正：基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し、所得金額調整控除の創設

2020 年税制改正は、本報告書作成時点では未実施だが、「平成 30 年度税制改正大綱」で決定しており、2010 年代に企画された所得税改革に含めることとする。

そこで、本報告書では、2010 年代に企画された所得税制改正が、所得格差是正にどのような影響を与えたかについて、個票データを用いて分析することとする。

### 3. 分析手法

#### 3.1 日本家計パネル調査(JHPS)の概要

本報告書の分析では、「日本家計パネル調査(JHPS)」の個票データを用いる。JHPS は、慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点<sup>2</sup>が 2009 年から個人を対象とした調査を開始したものである。JHPS では、調査対象者の前年1年間の本人の所得や他の世帯員の所得について問うている。その他には、調査対象者の世帯の構成や、

---

<sup>2</sup> ただし、個人住民税は、金融所得等以外は前年所得に課税される点に注意されたい。

世帯員の就業状態、消費、貯蓄、住居、健康状態などについての情報が得られる。これらの世帯情報は、大規模調査を行っている政府の基幹統計でも得られるが、JHPS では世帯員ごとの所得の情報が毎年得られる点に利点がある。本報告書では、2013 年以降の改正された所得税制がもたらす所得再分配効果を分析するため、一連の所得税改革の直前である 2012 年の所得を対象とする。2012 年所得は、2013 年1月に行われた第5回調査(JHPS2013)でデータが得られる。したがって、本報告書では、JHPS2013 の個票データを用いてマイクロシミュレーション分析を行う。

税・社会保険料額を求める手法とプログラムは、土居(2017)に用いられたものを踏襲している。全ての標本は、当該年の税制や社会保障制度に基づいて税・社会保険料を推計している。

### 3.2 分析標本と比推定

本報告書では、課税の実態により近い形で税額等を推計できるようにするため、JHPS の標本で分析可能となる世帯について比推定を行うこととする。比推定に際して、JHPS2013 の標本を扱うことから、2010 年と 2015 年の総務省『国勢調査』を用いることとし、その間の年の値を線形補間することとした。土居(2017)と同様に、居住地(市部・郡部)別・世帯主年齢階級別・世帯主性別・世帯人数別に、世帯類型を分類し、その世帯数に従って調整した。つまり、各年における調整係数(ウエイト)は、世帯類型ごとに、国勢調査から導出された世帯数をその年における JHPS の世帯数で除した値となる。この調整によって、調整係数をかけた JHPS の世帯数の合計は国勢調査から導出した世帯数合計と同じとなる。次節以降、こうして与えられた標本(世帯)ごとの調整係数を用いて推計する。

### 3.3 マイクロシミュレーション分析

所得税改革が各世帯に与える効果を見極めるために、本報告書ではマイクロシミュレーション分析を用いる。本報告書で用いるマイクロシミュレーションは、ある時期の家計の世帯構成や所得・就業等の状態が変化しないと仮定して、所得税制のみが変化した場合に、各世帯の税負担や社会保険料負担や可処分所得がどう変化するかを分析するものである。所得税制の変化に連動して就業等で起きうる行動変容は織り込まないという意味で、静学的な分析であるといえる。

また、本報告書では所得税改革によって生じる所得再分配効果を見極めたいため、社会保障制度の変更はないと仮定して分析する。ただし、所得税改革によって生じた税法上定義される所得は変化しうる。そして、その所得の変化によって、社会保障制度が不変であっても、社会保険料負担が変化することが起こりうる。本報告書では、所得税改革によって生じた税法上の所得の変化によって生じた社会保険料負担の変化は、分析対象とする。つまり、この変化によって生じる追加的な所得再分配効果は、分析対象となる。

このマイクロシミュレーション分析によって、所得税改革に伴って生じたジニ係数（等価世帯可処分所得に基づく）の変化を計測して、所得再分配効果を考察することとする。

## 4. 所得税改革の所得再分配効果

### 4.1 所得税改革前の所得分布

マイクロシミュレーション分析を試みる前に、分析対象とする所得税改革が行われる前の状況を見ておこう。2013 年所得から分析対象となる所得税改革の影響を受けることから、その直前である 2012 年所得を調査した、2013 年 1 月の JHPS (JHPS2013) の標本 (2332 標本) を、本報告書の分析で用いることとする。

3.2 節で説明した方法に基づいて JHPS2013 の標本の比推定を行った上で、等価世帯可処分所得で区分した 10 分位の各階級における平均世帯人員数、平均世帯収入、平均世帯可処分所得を示したのが、表 1 である。

表 1 に示された JHPS2013 の比推定後のデータで、課税前の等価世帯当初所得<sup>3</sup> のジニ係数を算出すると、0.4883 であった。これは、2014 年の厚生労働省「所得再分配調査」における等価当初所得のジニ係数 0.4822 と近似している。

そして、表 1 に示された JHPS2013 の比推定後のデータにおける等価世帯可処分所得のジニ係数は、0.3280 であった。このジニ係数は、2014 年の「所得再分配調査」における等価可処分所得のジニ係数 0.3159 より若干高い。この差異は、等価世帯

---

<sup>3</sup> 当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付（仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額）の合計額をいい、社会保障給付を含まない。厚生労働省「所得再分配調査」の定義に基づく。

当初所得のジニ係数が若干高いことが影響していると思われる。土居(2010)でも説明されているように、JHPS の調査対象世帯は、所得再分配調査や国民生活基礎調査よりも相対的に所得の高い層が対象となっており、全国消費実態調査の所得分布に近いとされている。

次に、表2は、2012 年所得に適用された所得税制の下での各世帯における税負担、社会保険料負担を推計したものである。表2に示された租税・社会保険料負担を基に、表1に示された可処分所得が計算されている。

以下では、この表2に表された各世帯の税負担、社会保険料負担が、分析対象とする所得税改革によってどのように変化し、ジニ係数がどう変動するかを考察する。

## 4.2 所得税制改正後のジニ係数

JHPS2013 の標本を用いて、2013 年に実施された所得税改革を行うと各世帯の税負担や社会保険料負担がどう変化し、その結果として世帯可処分所得がどう変化するかについて、マイクロシミュレーションを行った。ここでのマイクロシミュレーションは、世帯構成や課税前収入が変わらないと仮定した上で、所得税制のみが変更された場合に、税負担や社会保険料負担がどう変化するかを見たものである。前年の所得に課税される個人住民税については、実際には翌年に納税しているが当年に納税されたものとして税負担額、そして可処分所得を推計している。

制度が改革されるのは所得税・住民税の制度のみで、社会保障制度は変更しないと仮定している。しかし、それと連動して社会保障制度において用いられる所得金額が変更になることから、社会保険料負担が変わりうる。本報告書の分析では、所得税制の変更と連動して変化する社会保険料負担までは分析対象としている。

また、改革の効果を見極めるため、表1と表2で表された、JHPS2013 における等価世帯可処分所得で区分した各所得階層に属する世帯は、改革によって世帯可処分所得が変化するものの、改革前に属する所得階級でその改革効果を測ることとする。したがって、後述する各年の所得税改革の効果は、改革前に属する階級ごとに測って結果を示すものとする。

## 2013 年税制改正

2013 年の所得税改革(2013 年税制改正)が実施されたものとしてマイクロシミュレ

ーシオンを試みた結果、税負担と社会保険料負担の各階層平均を示したものが、表3である。その結果変化する等価世帯可処分所得で測ったジニ係数は、0.3274487であった(表4参照)。改革前のジニ係数とこのジニ係数との差である Reynolds-Smolensky index は 0.0005857 となり、税制改革によって所得格差が縮まったことがわかる。その要因として、給与所得控除に上限が新設され、高所得者でも多く受けていた給与所得控除が縮小された分だけ、高所得層で増税になったことが考えられる。

また、改革前の税負担と社会保険料負担と比較して、改革後の税負担と社会保険料負担がどのように増減したかを示したのが、表5の“2012→2013”の列である。その変化額を各所得階級内平均で表している。正の値だと負担増、負の値だと負担減を意味する。表5に示されているように、2013年税制改正によって高所得層ほど増税額が大きい傾向があることがわかる。ただし、等価世帯可処分所得が低い所得階級でも復興特別所得税・復興特別住民税の創設により税負担が増えた世帯があったことがわかる。

#### 2014年税制改正

次に、譲渡所得課税の軽減税率を廃止した2014年の所得税改革(2014年税制改正)が実施されたものとしてマイクロシミュレーションを試みた結果、所得階級ごとの1世帯当たり平均として税負担や社会保険料負担を示したものが、表6である。等価世帯可処分所得で測ったジニ係数は、表4が示すように 0.3273467 となり、2013年税制改正実施後と比べて低下した。Reynolds-Smolensky index は 0.0001020 と、2013年税制改正のときのそれよりは小さい。表5の“2013→2014”の列に示されているように、分離課税されている譲渡所得課税の税率引上げの影響を受けるのは、譲渡所得がある高所得層に限定されており、2013年税制改正のときほどには中高所得層で税負担増は大きくないことがわかる。

#### 2015年税制改正

所得税の最高税率を引き上げた2015年の所得税改革(2015年税制改正)が実施されたものとしてマイクロシミュレーションを試みた結果、所得階級ごとの1世帯当たり平均として税負担や社会保険料負担を示したものが、表7である。等価世帯可処分

所得で測ったジニ係数は、表4が示すように、0.3267976 となり、2014 年税制改正実施後と比べて低下した。Reynolds-Smolensky index は 0.0005491 と 2013 年税制改正に匹敵する大きさがわかったことがわかる。表5の“2014→2015”の列に示されているように、最高税率引上げにより増税となるのは、第 10 十分位に限定されている。最高税率引上げによる所得再分配効果は、中低所得層には増税にならないようにしつつ限られた高所得層にだけ増税になるようにすることを通じて、所得格差を是正するという形で生じると考えられる。譲渡所得は、分離課税されているから、この最高税率の引上げ(総合課税される所得が対象)の影響は受けない。

ちなみに、譲渡所得に対する所得税が分離課税である(と仮定した分析で)ことから社会保険料負担には影響を与えない。また、所得税の最高税率引き上げも社会保険料負担には影響を与えない。これらは、表5の“2013→2014”の列と“2014→2015”の列にある保険料の改正前後の変化額が全所得階級でゼロとなっていることに現れている。<sup>4</sup>

## 2016 年税制改正

給与所得控除の上限を引き下げた 2016 年の所得税改革(2016 年税制改正)が実施されたものとしてマイクロシミュレーションを試みた結果、所得階級ごとの1世帯当たり平均として税負担や社会保険料負担を示したものが、表8である。等価世帯可処分所得で測ったジニ係数は、表4が示すように、0.3267004 となり、2015 年税制改正実施後と比べて低下した。Reynolds-Smolensky index は 0.0000972 で、同様に給与所得控除の上限を新設した 2013 年税制改正の時のそれよりも小さいがわかる。

## 2017 年税制改正

給与所得控除の上限をさらに引き下げた 2017 年の所得税改革(2017 年税制改正)が実施されたものとしてマイクロシミュレーションを試みた結果、所得階級ごとの1世帯当たり平均として税負担や社会保険料負担を示したものが、表9である。等価世

---

<sup>4</sup> なお、表5の“2012→2013”の列にある保険料の改正前後の変化額は、全所得階級でゼロと表示されてはいるが、厳密にいえばごく少額の正の値になっている。それは、給与所得控除の減少によってごく一部の世帯で保険料負担が増加していることによる。例えば、国民健康保険料の所得割が住民税額を算定基準にしている市区町村に居住する世帯は、控除の見直しにより総合課税される住民税額が変化すると、国民健康保険料が変化し、支払う社会保険料が変化する。



帯可処分所得で測ったジニ係数は、表4が示すように、0.3265812 となり、2016 年税制改正実施後と比べて低下した。Reynolds-Smolensky index は 0.0001192 で、同様に給与所得控除の上限を新設した 2013 年税制改正の時のそれよりも小さいが、2016 年税制改正のときよりもわずかに大きいことがわかる。

## 2018 年税制改正

配偶者控除と配偶者特別控除を見直した 2018 年の所得税改革(2018 年税制改正)が実施されたものとしてマイクロシミュレーションを試みた結果、所得階級ごとの1世帯当たり平均として税負担や社会保険料負担を示したものが、表 10 である。等価世帯可処分所得で測ったジニ係数は、表4が示すように、0.3260424 となり、2017 年税制改正実施後と比べて低下した。Reynolds-Smolensky index は 0.0005388 となった。この値は、2013 年税制改正のときに匹敵する大きさであることがわかる。

## 2020 年税制改正

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替、基礎控除の逡減・消失化、給与所得控除の上限引下げ、公的年金等控除の適正化を盛り込んだ 2020 年の所得税改革(2020 年税制改正)が実施されたものとしてマイクロシミュレーションを試みた結果、所得階級ごとの1世帯当たり平均として税負担や社会保険料負担を示したものが、表 11 である。等価世帯可処分所得で測ったジニ係数は、表4が示すように、0.3260874 となり、2018 年税制改正実施後と比べて上昇し、所得格差が拡大していることがわかる。Reynolds-Smolensky index は負の値となっている。

その原因は、控除見直しに伴い「所得」が変動するからである。基礎控除を増やして給与所得控除や公的年金等控除を増やすと、課税所得は変わらないものの、社会保険料を計算する際に用いられる「所得」が変動する。「所得」には、給与所得控除と公的年金等控除は反映されるが、基礎控除等の所得控除は反映されない。給与所得控除や公的年金等控除が 10 万円減ると、社会保険料を計算する際の所得が 10 万円増えることになり、社会保険料負担が増えることになる。

表5の“2018→2020”の列に示されているように、税負担では第 10 十分位以外では減税となっているにもかかわらず、社会保険料負担ではその減税額を上回る負担増になっている。特に、社会保険料の負担増は低所得層にも及んでいる。これが、

所得格差を逆に拡大させる要因となっている。

そこで、本報告書執筆時点で政府はまだ決めていないが、2020 年税制改正で見直される控除と連動して、社会保険料を計算する際に用いられる「所得」が変動しないように、社会保障制度で調整する措置を実施する案を考える。ここでは、国民健康保険と後期高齢者医療の保険料軽減措置の判定に用いられる所得、国民健康保険等の保険料算定に用いられる旧ただし書き所得、児童手当の所得制限の判定に用いられる所得、国民年金保険料の免除の判定に用いられる所得、介護保険第1号被保険者の保険料の所得段階区分の閾値を、それぞれ 10 万円引き上げるという案である。

2020 年税制改正と合わせて上記のような社会保障制度の措置が実施されたものとしてマイクロシミュレーションを試みた結果、所得階級ごとの1世帯当たり平均として税負担や社会保険料負担を示したものが、表 12 である。等価世帯可処分所得で測ったジニ係数は、表4が示すように、0.3253050 となり、2018 年税制改正実施後(2020 年税制改正実施前)と比べて低下した。このときの Reynolds-Smolensky index は 0.0007824 であり、2020 年税制改正とあわせた Reynolds-Smolensky index は 0.0007374 となった。この値は、2013～2020 年における各回の税制改正の中で最も大きいことがわかる。所得格差是正のためには、基礎控除と給与所得控除・公的年金等控除の見直しのみならず、社会保障制度の見直しも合わせて行うことが重要であることがわかる。

## 5. まとめ

本報告書では、2010 年代に連続して行われた日本の所得税改革の所得再分配効果を、マイクロシミュレーション分析を用いて考察した。その中では、2013 年に実施された給与所得控除の上限新設が、所得再分配効果が最も大きかったことがわかった。次いで、2015 年に実施された最高税率の引上げ(40%から 45%)の所得再分配効果が大きかった。2014 年に実施された譲渡所得課税の税率引上げ(10%から 20%)の所得再分配効果は、それよりも小さかった。このことから、高所得者に対する課税強化が、所得再分配効果が大きく得られることがわかる。

しかし、本報告書作成時点でまだ実施されていないが、2020年税制改正で基礎控除が10万円増えるのに連動して、社会保障制度の見直しを行えば、2013年税制改正や2015年税制改正で生じる所得再分配効果よりも大きな所得再分配効果が生じることも、合わせて示された。つまり、社会保険料負担を低所得者層で軽減する方策は、より大きな所得再分配効果をもたらすといえる。

日本では、所得税制で定義される所得が、社会保険料の計算にも用いられていることから、所得税改革の影響が社会保障制度にも及ぶことを意識すべきである。特に、2020年税制改正では、給与所得控除と公的年金等控除が減額される影響が社会保障制度に及ぶことから、その影響を調整しないと逆に所得格差を拡大させることが、本報告書の分析で示唆された。そうしたことから、2020年税制改正を実施する際には、同時に社会保障制度での調整も必要である。

本報告書で分析対象とした2010年代に企画された所得税改革は、大半が所得控除の見直しだった。所得控除は、高所得者により多く税負担を軽減する効果が及ぶ。それらを縮小することで所得再分配効果を強めることはできる。しかし、表4にも示されたように、2010年代に企画された所得税改革をすべて実施したとしても、ジニ係数は0.3280から0.3253に低下する程度で、所得再分配効果があるとはいえどもジニ係数の小数第3位以下で現れる効果でしかない。

日本の所得税制において、所得再分配効果を強化するには、多用されている所得控除を税額控除に変えることが必要である。所得税制で税額控除に変換する改革は、日本では依然着手されていない。こうした所得税改革は今後の課題として残されている。

## 参考文献

川出真清(2016)「経済格差と税・社会保障負担に関するマイクロシミュレーション」、『フィナンシャル・レビュー』第127号、31-48頁。

北村行伸・宮崎毅(2013)『税制改革のミクロ実証分析』岩波書店。

財務省(2017)「所得税の課税ベース及び諸控除のイメージ」  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_information/images/image15.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_information/images/image15.pdf)(2019年2月25日閲覧)

- 高山憲之・白石浩介・川嶋秀樹(2009)「日本版 EITC の暫定試算」, 一橋大学世代間問題研究プロジェクトディスカッションペーパー, No.422.
- 田近栄治・八塩裕之(2006)「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」, 貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編『経済格差の研究—日本の分配構造を読み解く』中央経済社, 175-202 頁。
- 土居丈朗(2010)「子ども手当導入に伴う家計への影響分析 JHPSを用いたマイクロシミュレーション」『経済研究』第 61 巻第 2 号, 137-153 頁。
- 土居丈朗・朴寶美(2011)「所得税制改革が家計に与える影響 平成23年度税制改正大綱に関するマイクロシミュレーション」『教育・健康と貧困のダイナミズム 所得格差に与える税社会保障制度の効果』, 135-166頁。
- 土居丈朗(2016)「所得税の税額控除新設試案に関するマイクロシミュレーション」『三田学会雑誌』第 109 巻第 1 号, 61-86 頁。
- 土居丈朗(2017)「わが国の所得税の控除が所得格差是正に与える影響—配偶者控除見直しに関するマイクロシミュレーション分析—」『経済研究』第 68 巻第 2 号, 150-168 頁。

表1 等価世帯可処分所得階級別世帯人員、世帯課税前収入、世帯可処分所得の階級平均(JHPS2013:比推定後)

十分位	等価世帯可処分所得階級	世帯人員	世帯収入	世帯可処分所得
I	～130	1.76	113.33	99.16
II	130～180	2.06	248.65	216.63
III	181～220	2.53	355.02	306.96
IV	220～260	2.43	426.25	362.00
V	260～297	2.59	511.65	432.42
VI	297～340	2.75	607.56	508.73
VII	340～383	2.48	662.40	545.02
VIII	383～453	2.67	796.79	652.81
IX	454～563	2.59	959.23	772.79
X	564～5710	2.45	1678.32	1278.01
平均		2.43	637.27	518.42
単位	万円	人	万円	万円

表2 等価世帯可処分所得階級別世帯所得税・住民税額、世帯社会保険料の階級平均(JHPS2013:比推定後)

十分位	世帯所得税・住民税額			世帯社会保険料			
		所得税	住民税		医療介護	年金	雇用
I	1.12	0.41	0.71	13.05	10.47	2.48	0.10
II	4.86	1.45	3.41	27.16	19.99	6.85	0.31
III	9.10	2.78	6.32	38.96	26.99	11.32	0.65
IV	15.64	4.97	10.67	48.61	29.64	17.98	0.99
V	21.77	7.41	14.36	57.45	32.74	23.37	1.35
VI	29.40	10.13	19.27	69.43	37.89	29.78	1.76
VII	41.88	15.86	26.02	75.50	36.61	36.85	2.04
VIII	54.00	22.11	31.89	89.98	44.32	43.18	2.47
IX	79.41	35.72	43.69	107.02	51.20	52.54	3.28
X	270.80	170.47	100.33	129.51	71.08	54.63	3.81
平均	53.13	27.36	25.77	65.72	36.13	27.92	1.68

単位: 万円

表3 2013 年税制改正後の等価世帯可処分所得階級別世帯所得税・住民税額、世帯社会保険料の階級平均(JHPS2013:比推定後)

十分位	世帯所得税・住民税額			世帯社会保険料
		所得税	住民税	
I	1.15	0.42	0.73	13.05
II	4.96	1.48	3.48	27.16
III	9.25	2.83	6.41	38.96
IV	15.84	5.07	10.77	48.61
V	22.04	7.57	14.47	57.45
VI	29.74	10.34	19.40	69.43
VII	42.34	16.19	26.15	75.50
VIII	54.62	22.58	32.04	89.98
IX	80.33	36.48	43.85	107.02
X	275.66	174.71	100.95	129.51
平均	53.93	28.00	25.93	65.72

単位: 万円

表4 各税制改正後の等価世帯可処分所得に基づくジニ係数と Reynolds-Smolensky index

	ジニ係数	Reynolds-Smolensky index
JHPS 2013	0.3280344	—
税制改正		
2013	0.3274487	0.0005857
2014	0.3273467	0.0001020
2015	0.3267976	0.0005491
2016	0.3267004	0.0000972
2017	0.3265812	0.0001192
2018	0.3260424	0.0005388
2020	0.3260874	-0.0000450
社会保障制度の調整後	0.3253050	0.0007824



表5 各税制改正後の等価世帯可処分所得階級別世帯所得税・住民税額の変化額、  
世帯社会保険料の変化額の階級平均

十分位	2012→2013		2013→2014		2014→2015		2015→2016	
	税	保険料	税	保険料	税	保険料	税	保険料
I	0.034	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
II	0.100	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
III	0.147	0.000	0.006	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
IV	0.207	0.000	0.007	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
V	0.271	0.000	0.026	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
VI	0.345	0.000	0.043	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
VII	0.464	0.000	0.097	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
VIII	0.619	0.000	0.097	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
IX	0.919	0.000	0.074	0.000	0.000	0.000	0.115	0.000
X	4.859	0.000	0.780	0.000	2.745	0.000	0.814	0.000
平均	0.803	0.000	0.114	0.000	0.279	0.000	0.094	0.000

十分位	2016→2017		2017→2018		2018→2020		社会保障制度の調整後	
	税	保険料	税	保険料	税	保険料	税	保険料
I	0.000	0.000	0.000	0.000	-0.102	0.358	0.037	-0.830
II	0.000	0.000	0.000	0.000	-0.235	1.029	0.116	-1.291
III	0.000	0.000	-0.117	-0.083	-0.255	0.967	0.080	-1.150
IV	0.000	0.000	-0.161	-0.066	-0.216	0.858	0.053	-0.952
V	0.000	0.000	-0.212	-0.031	-0.198	0.712	0.073	-0.843
VI	0.000	0.000	-0.607	-0.038	-0.293	0.571	0.085	-0.677
VII	0.014	0.000	-0.307	0.000	-0.195	0.447	0.069	-0.509
VIII	0.055	0.000	-0.310	0.000	-0.219	0.408	0.025	-0.508
IX	0.239	0.000	0.352	0.000	-0.191	0.447	0.099	-0.574
X	0.900	0.000	3.900	0.000	2.494	0.405	0.087	-0.423
平均	0.122	0.000	0.260	-0.022	0.063	0.620	0.072	-0.775

単位:万円

表6 2014 年税制改正後の等価世帯可処分所得階級別世帯所得税・住民税額、世帯社会保険料の階級平均(JHPS2013:比推定後)

十分位	世帯所得税・住民税額			世帯社会保険料
		所得税	住民税	
I	1.15	0.42	0.73	1.15
II	4.96	1.48	3.48	4.96
III	9.25	2.84	6.41	9.25
IV	15.85	5.08	10.77	15.85
V	22.07	7.59	14.48	22.07
VI	29.79	10.38	19.41	29.79
VII	42.44	16.27	26.17	42.44
VIII	54.72	22.66	32.06	54.72
IX	80.40	36.54	43.87	80.40
X	276.44	175.33	101.10	276.44
平均	54.04	28.09	25.95	54.04

単位: 万円

表7 2015 年税制改正後の等価世帯可処分所得階級別世帯所得税・住民税額、世帯社会保険料の階級平均(JHPS2013:比推定後)

十分位	世帯所得税・住民税額			世帯社会保険料
		所得税	住民税	
I	1.15	0.42	0.73	1.15
II	4.96	1.48	3.48	4.96
III	9.25	2.84	6.41	9.25
IV	15.85	5.08	10.77	15.85
V	22.07	7.59	14.48	22.07
VI	29.79	10.38	19.41	29.79
VII	42.44	16.27	26.17	42.44
VIII	54.72	22.66	32.06	54.72
IX	80.40	36.54	43.87	80.40
X	279.18	178.08	101.10	279.18
平均	54.32	28.37	25.95	54.32

単位: 万円

表8 2016 年税制改正後の等価世帯可処分所得階級別世帯所得税・住民税額、世帯社会保険料の階級平均(JHPS2013:比推定後)

十分位	世帯所得税・住民税額			世帯社会保険料
	所得税	住民税		
I	1.15	0.42	0.73	1.15
II	4.96	1.48	3.48	4.96
III	9.25	2.84	6.41	9.25
IV	15.85	5.08	10.77	15.85
V	22.07	7.59	14.48	22.07
VI	29.79	10.38	19.41	29.79
VII	42.44	16.27	26.17	42.44
VIII	54.72	22.66	32.06	54.72
IX	80.52	36.62	43.90	80.52
X	280.00	178.71	101.29	280.00
平均	54.42	28.44	25.97	54.42

単位: 万円

表9 2017 年税制改正後の等価世帯可処分所得階級別世帯所得税・住民税額、世帯社会保険料の階級平均(JHPS2013:比推定後)

十分位	世帯所得税・住民税額			世帯社会保険料
		所得税	住民税	
I	1.15	0.42	0.73	13.05
II	4.96	1.48	3.48	27.16
III	9.25	2.84	6.41	38.96
IV	15.85	5.08	10.77	48.61
V	22.07	7.59	14.48	57.45
VI	29.79	10.38	19.41	69.43
VII	42.45	16.28	26.17	75.50
VIII	54.78	22.69	32.08	89.98
IX	80.76	36.79	43.97	107.02
X	280.90	179.38	101.51	129.51
平均	54.54	28.53	26.01	65.72

単位: 万円

表 10 2018 年税制改正後の等価世帯可処分所得階級別世帯所得税・住民税額、世帯社会保険料の階級平均(JHPS2013:比推定後)

十分位	世帯所得税・住民税額			世帯社会保険料
		所得税	住民税	
I	1.15	0.42	0.73	13.05
II	4.96	1.48	3.48	27.16
III	9.13	2.79	6.34	38.88
IV	15.69	5.03	10.66	48.54
V	21.86	7.51	14.34	57.42
VI	29.18	10.18	19.00	69.39
VII	42.15	16.18	25.96	75.50
VIII	54.47	22.54	31.92	89.98
IX	81.11	37.16	43.95	107.02
X	284.80	182.46	102.33	129.51
平均	54.80	28.82	25.98	65.70

単位: 万円

表 11 2020 年税制改正後の等価世帯可処分所得階級別世帯所得税・住民税額、世帯社会保険料の階級平均(JHPS2013:比推定後)

十分位	世帯所得税・住民税額			世帯社会保険料
		所得税	住民税	
I	1.05	0.39	0.66	13.41
II	4.73	1.41	3.31	28.19
III	8.88	2.70	6.18	39.84
IV	15.47	4.95	10.53	49.40
V	21.66	7.44	14.22	58.13
VI	28.89	10.05	18.84	69.96
VII	41.95	16.09	25.87	75.95
VIII	54.25	22.44	31.81	90.38
IX	80.92	37.10	43.83	107.47
X	287.29	184.41	102.88	129.92
平均	54.86	28.94	25.92	66.32

単位: 万円

表 12 2020 年税制改正に加えて社会保障制度の見直しを行った後の等価世帯可処分所得階級別世帯所得税・住民税額、世帯社会保険料の階級平均(JHPS2013: 比推定後)

十分位	世帯所得税・住民税額			世帯社会保険料
		所得税	住民税	
I	1.08	0.40	0.69	12.58
II	4.84	1.45	3.39	26.90
III	8.96	2.73	6.23	38.70
IV	15.53	4.98	10.54	48.45
V	21.73	7.46	14.27	57.29
VI	28.97	10.07	18.90	69.29
VII	42.02	16.11	25.91	75.44
VIII	54.27	22.47	31.80	89.88
IX	81.02	37.13	43.89	106.89
X	287.38	184.45	102.92	129.50
平均	54.93	28.97	25.96	65.55

単位: 万円